

応援を通じて
新たな価値を
創出しませんか？

地域に暮らす すべての人が、豊かで幸せに生きられる社会へ

農業を通じて障害者の皆さんを応援しませんか？ ～企業による農福連携の取組～

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

みんなで耕そう！

ノウ フク

NOUFUKU PROJECT

■ 企業（特例子会社）による農福連携の事例

ハートランド株式会社（大阪府）

- 文房具メーカーのコクヨの特例子会社。障害者7名を雇用し、ホウレンソウ等の葉菜類を栽培。
- 特性を的確に見極めた配置を行うことで、播種等で作業効率を向上。
- 障害者就労施設からも年間延べ約6千人の障害者を受け入れ、社外（地域）の障害者の就労の場の拡大にも大きく寄与。



明るく農業に従事

パーソルサンクス株式会社（神奈川県）

- 人材大手パーソルグループの特例子会社。
- 自社で農業生産を行わず、横須賀市及び三浦市周辺の農業者から農作業を受託。
- 11名の障害者が苗の定植、直売所の販売補助などの業務を担う。
- 横須賀市と全国初となる農福連携に関する包括連携協定を締結。



野菜の出荷・調製作業

株式会社JALサンライト（千葉県）

- 日本航空（JAL）の特例子会社。障害者6名を雇用し、千葉県内の農業者から農作業の請け負い、サンチュやハーブ等を栽培に従事。
- 品質の良さが評価され、受注量の増加に伴い障害者の就労機会も増加。
- 農業者と障害者の橋渡し役として農業指導者を配置し、障害者が業務に取り組みやすいよう工夫。



サンチュの水耕栽培

帝人ソレイユ株式会社（千葉県）

- 帝人株式会社の特例子会社。障害者15名が露地野菜・胡蝶蘭の栽培をに従事。
- 農林水産省の農福連携支援研修を修了した農業者や臨床心理士等を配置し、充実した障害者の支援体制を構築。
- JGAP認証を取得し、誰もが作業しやすい環境や、労働安全と食品安全に配慮された環境を整備。



栽培している胡蝶蘭

■ 障害者雇用率制度

➤ 障害者の法定雇用率

- ・従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体・知的・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります（障害者雇用促進法43条第1項）。
- ・民間企業の法定雇用率は2.2%であり、従業員45.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用する必要があります。
- ・45.5人以上の民間企業に雇用されている障害者数は約56万人で、法定雇用率達成企業の割合は48.0%です（令和元年6月1日現在）。
- ・法定雇用率を達成できなかった場合、常用労働者数が100人以上の事業主は不足分1人あたりにつき月額5万円を納付する必要があります。

	現行	令和3年3月以降
民間企業	2.2%	2.3%

令和3年3月に法定雇用率が引き上がります

➤ 特例子会社について

- ・障害者の雇用促進のため、雇用にあたって特別な配慮をする子会社のことで、子会社で働く障害者は親会社に雇用されているものとみなし、親会社の雇用率を算定することができます。

特例子会社



- ・親会社から役員派遣があるなど、人的関係が緊密であること
- ・雇用する障害者が5人以上いて、全従業員に占める割合が20%以上であること。
- ・また、雇用する障害のある方のうち、重度の身体障害、知的障害、精神障害のある方の占める割合が30%以上あること。
- ・障害のある方に対する施設改善や専任指導員の配置といった働きやすい職場環境が準備されていること

親会社



雇用人数を親会社に合算して、雇用率の算定が可能に



■企業による農福連携の応援のカタチ

企業が農福連携に取り組む形は、特例子会社を設立する
以外にも様々な形があります！

- ★企業が製造する商品の原料に、ノウフク食材を活用
- ★企業がノウフクJAS認証を取得し、ノウフク加工食品を製造
- ★障害者就労施設とコラボして商品を開発、そこに企業のノウハウを活用
- ★企業の社員研修の場として、農福連携の現場を活用
- ★企業、農業者、障害者就労施設が連携して、農業の新たな産地を創造



企業が農福連携を応援することは、人や社会・環境に配慮した
消費行動であるエシカル消費を後押しします！



■ 農福連携等応援コンソーシアムに参画しませんか？

➤ 「耕すみんな」を応援する！

農福連携等応援コンソーシアムは、令和2年3月13日に農林水産省をはじめとする関係省庁と関係団体が協力して設立された「耕すみんな」を応援するための団体です。国や地方公共団体はもとより、生産者、企業、地域コミュニティ、消費者、販売者、コーディネーターなどが連携し、官民あげて国民的な運動として農福連携等を応援することを目的に取組みを進めています。

➤参加団体（令和2年3月設立時）

- ・経済団体：一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会
- ・地方団体：農福連携全国都道府県ネットワーク、全国市長会、全国町村会
- ・農業団体：一般社団法人全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫、公益社団法人日本農業法人協会、一般社団法人全国農業会議所
- ・林業団体：全国森林組合連合会、一般社団法人全国木材組合連合会、全国食用きのこ種菌協会
- ・水産業団体：一般社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、全国水産加工業協同組合連合会、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター
- ・福祉団体：全国社会就労センター協議会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- ・その他団体：一般社団法人日本農福連携協会、全国特別支援教育推進連盟、公益財団法人矯正協会、認定NPO法人全国就労支援事業者機構、一般社団法人更生支援事業団
- ・関係省：法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
- ・有識者：中嶋康博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
濱田健司 一般社団法人JA共済総合研究所主任研究員
米田雅子 慶應義塾大学先端研究センター特任教授



農業と福祉がつながって、みんなが笑顔に！

コンソーシアム入会に関するお問合せ先
農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課
TEL：03-3502-0033
<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kouryu/200313.html>